

3. 歴史的砂防施設の文化財としての評価単位

既往の歴史的砂防施設の文化財登録施設については、いずれも単体の登録物件として取り扱われている。しかし、砂防施設の歴史的背景をみると、土砂の移動に係わる問題に対して、線的、面的に広がった施設群によって対処した事例がしばしばみられる。こうした砂防独自の持つ機能性を踏まえると、砂防施設は単独施設としてその役割を果たしてきたものと、複数の施設からなる群として、その機能を発揮してきたものに分けることができる。そのため、このような砂防設備の持つ機能上の特徴を文化財として評価する際には、群という評価単位を用いるべき場合があるものと考えた。群という定義を「同一計画で同一機能を期待して施設計画がなされた経緯を持つ施設群」とし、歴史的砂防施設における文化財としての評価単位の分類を表-2に整理した。尚その分類の該当事例を写真1～5に示した。

表-2 砂防施設の単体、群の文化財評価単位のとらえ方に係わる分類

単位	単位のとらえ方
単体施設	単体施設
単独	線的施設 連続的線状構造物（側壁など付帯構造物によってつながった堰堤群）
群	線的施設群 不連続的線状構造物 面的施設群（線的構造物の群） 砂防指定地の一部 砂防指定地
その他	砂防構造物に付帯する施設 砂防指定地解除後で残っている施設

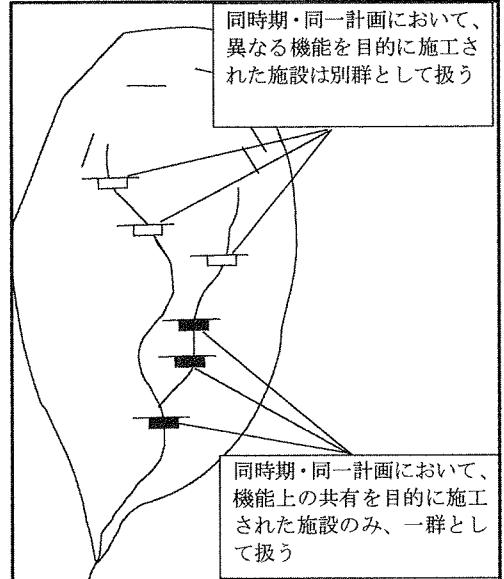


図-2 群の概念

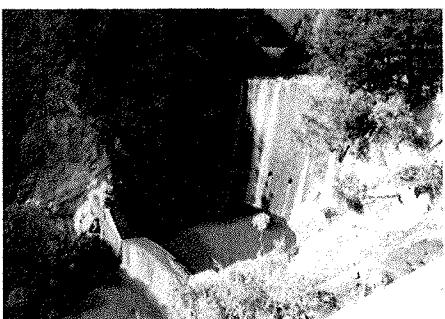


写真1 金ヶ淵堰堤（単独：単体施設）

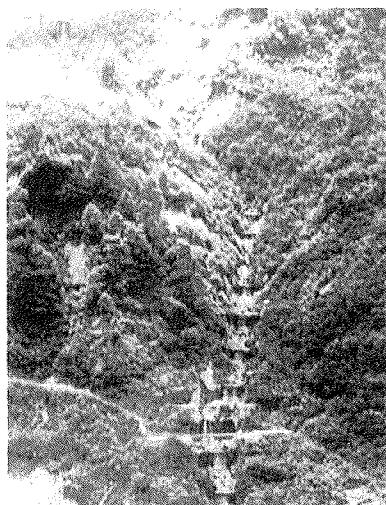


写真2 泥谷堰堤（単独：線的施設）



写真3 万内川日影沢階段状堰堤群
(群：線的施設群)

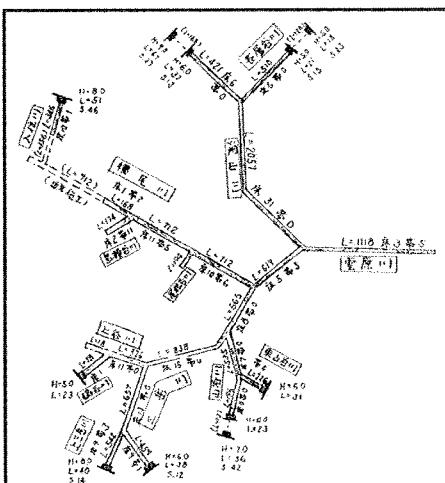


写真4 雲原流路工（群：面的施設群）

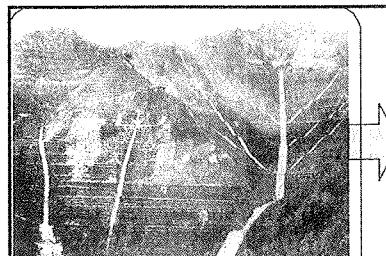


写真5 牛伏川山腹工・堰堤・流路工群（群：砂防指定地の一部）

まとめ

本検討は有形文化財における登録制度での評価の取扱を中心としたが、全ての歴史的砂防施設が有形文化財に合致するものではなく、また対象となる砂防施設によっては、重要文化財指定を含め、その施設の有する歴史的価値に、より相応しい文化財のカテゴリーを検討する必要がある。また、先に触れたように、歴史的砂防施設の評価単位の問題等いくつかの課題も残されており、今後とも事例に基づいた検討を重ねていく必要がある。